

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方には、株主、顧客、取引先、債権者、従業員、地域社会等のステークホルダーから信頼と共感を得られる経営を企業活動の基本であると認識し、中長期的な成長の持続を目指して経営基盤の継続的強化、経営の健全性、透明性確保に取り組み、コーポレート・ガバナンスの継続的強化及び内部統制の体制整備・強化を重要課題として掲げ、その実践に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉澤 信男	5,660,000	46.68
株式会社IC	700,000	5.77
林 順之亮	688,900	5.68
OCODIAN TRUST (CAYMAN) LIMITED AS TRUSTEE ON BEHALF OF HAYATE JAPAN EQUITY LONG-SHORT FUND A SUB-FUND OF HAYATE JAPAN UNIT TRUST	402,700	3.32
松島 征吾	328,300	2.70
谷口 和則	275,100	2.26
内藤 征吾	184,100	1.51
本村 丹努琉	161,100	1.32
MSIP CLIENT SECURITIES	145,900	1.20
株式会社アームフィールド	139,700	1.15

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

大株主の状況は、2024年6月末現在です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期	6月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
渡辺 紀子	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d, e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺 紀子			<p>渡辺紀子氏は、ハイドリック & ストラグルズジャパン合同会社のパートナーとして、セールス & マーケティングを中心としたグローバルビジネスの経験、人材紹介、コンサルティング業務等に関する活動経験など幅広い経験と深い知識を有しております。</p> <p>そのため、客観的・専門的な視点から当社の経営へ有用な助言をいただくことで、当社のダイバーシティ & インクルージョンの実現に向けた活動の推進に寄与いただけるものと考えております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員に指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

以下のとおり連携を行い、各監査機能の質的向上を図っております。

- ・相互の監査計画についての説明・報告
- ・定期的面談の実施による課題、問題点やその改善状況の情報共有
(監査役と内部監査部門との連携)

日常的に適宜会合を持ち、密接に情報交換・連携を実施して、監査活動にあたっております。
(監査役と会計監査人との連携)

定期的に会合を持ち、情報交換を実施して、監査の充実に努めています。
(内部監査部門と会計監査人との連携)

必要に応じ会合を持ち、J-SOXの実施状況等内部統制の相互確認を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋 卓	他の会社の出身者													
勝連 孝司	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f,g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 卓		独立役員として指定している社外監査役の高橋卓氏と当社との間には、2020年11月から2022年1月までの期間、取引関係がありました。また、同氏が代表取締役を務めてありますCXO俱乐部株式会社と当社との間には、2022年1月から2024年9月までの期間、取引関係があります。ただし、いずれも取引額が僅少であり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすものではありません。	高橋卓氏は、CXO俱乐部株式会社の代表取締役であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待しております。 また、東京証券取引所が定める一般株主との利益相反が生ずるおそれがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員として指定しております。
勝連 孝司		---	勝連孝司氏は、弁護士としての実務経験を有しており、その専門知識と経験を活かした適正な監査を期待するとともに、より独立した立場から監査を遂行するに適任であります。 また、東京証券取引所が定める一般株主との利益相反が生ずるおそれがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

【その他独立役員に関する事項】

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、経営参画意識を高めることを目的とし導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力を更に高めることを目的とし導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額は、株主総会において定められた報酬限度額の範囲内で取締役会の決議に基づき代表取締役社長の林順之亮に一任し、代表取締役社長の林順之亮は、各役員の職務の内容、実績・成果などを勘案して報酬額を決定しております。また、監査役の個別の報酬等の額及びその算定方法の決定にあたっては、監査役の協議により、報酬限度額の範囲内において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社経営企画部が主体となり、取締役会の開催に先立って、必要に応じて資料の事前送付及び事前説明を行うこととしております。早期にかかる対応をすることにより、社外役員が的確な意見申述をできると考えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として、内部監査室を配置しております。

a 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長の林順之亮を議長とし、取締役である松島征吾、本村丹努琉、上奥由和、業天邦明、渡辺紀子(社外取締役)の取締役6名(社外取締役1名を含む)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。なお、各監査役は、取締役会に参加し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

b 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役の上原浩一を議長とし、監査役である高橋卓(社外監査役)、勝連孝司(社外監査役)の監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、ガバナンスの在り方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。監査役会は、定時監査役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

c 内部監査室

当社の内部監査室は、代表取締役社長の直轄の部門として設置されており、人員は従業員1名であります。内部監査室は、当社及び当社グループの業務監査を実施し、その結果を代表取締役社長へ報告し、監査役、監査役会及び会計監査人と連携し、内部統制機能の充実に努めております。

d責任限定契約の締結

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結することができる旨及びこの場合において当該責任限定契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする旨を定款に定めています。この定款の定めに基づき、当社は、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として、内部監査室を配置しております。これら各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性・透明性を確保することが可能となると判断し、この体制を採用しております。

また、業務執行に関しては、取締役会による監視を行っており、社外取締役(1名)及び社外監査役(2名)による助言・提言により、監視・監査体制の強化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	決算期末が6月となっていることから、毎年9月に定期総会を実施する等、株主の方々が十分に検討し確実に議決権行使できるような株主総会の開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題として認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題として認識しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを制定し、当社ホームページのIRサイト上に掲載しております。 URL: https://www.zenken.co.jp/ir/disclosure/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	適宜、個人投資家向けの説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、代表取締役社長から経営の状況を説明する定期的説明会(又は動画配信)を年4回実施することを予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき課題と認識しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトにおいて、決算短信、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部経営企画部を、IR主管部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コンプライアンス・マニュアル」を定め、当社の役員・従業員、取引先の皆様、並びに株主・債権者の皆様等のステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、1975年の創業以来、豊かな社会の発展につながる未来を創るために事業活動に取り組んできました。具体的には、文化・社会貢献活動(世界に羽ばたくアーティスト及びアスリートの活動支援)や、語学学習支援活動(参考図書の寄付)等を行ってきました。今後も、「そこない未来を創る」というパーサスのもと、社会の一員として様々な社会的課題の解決に取り組み、世界の持続的発展に貢献してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に関する方針等の策定	当社は、IR活動の基本方針として「株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことができる事が重要である。」と考えております。かかる基本方針に基づき、株主をはじめ当社のステークホルダーに対して、ホームページ、説明会等を通じて情報提供を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営上重要な課題である取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について取締役会で決定し、厳格な運用を行うものとします。なお、本方針は当社の全役職員に適用されるものとします。

a 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、法令を遵守し、社会規範に沿った事業活動を行うことを念頭に、企業理念や行動指針を定め、業務を適正に遂行するためにリスク・コンプライアンス規程等の社内規程の整備を実施し、周知徹底を図ります。
- ・前項のコンプライアンス体制の継続的な強化のため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、必要な場合は社外専門家も含めた体制で関連制度の整備、見直しを行います。
- ・内部監査室を設置し、コンプライアンスの状況について内部監査を行い代表取締役社長に報告します。
- ・監査役は、取締役の職務執行、内部統制システムの整備・運用状況等を、独立した立場で監査します。
- ・社内及び外部の法律事務所を窓口とする内部通報窓口を設置することにより、不正行為について情報を迅速に把握し、対処することとします。
- ・反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等と連携し、毅然とした態度で組織的な対応を行うため、反社会的勢力排除規程を制定し、周知徹底を行っております。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会議事録をはじめとする重要な文書及び情報等を、法令及び「文書保管管理規程」等の社内規程に従って適切に保存・管理します。取締役及び監査役は必要に応じこれらの書類を閲覧しております。

c 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・環境、災害、情報等、事業運営上の様々なリスクを把握し未然に防止するため、リスク・コンプライアンス規程を定め、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会ではリスクの洗い出し、未然防止策を構築するとともに、リスクが表面化した際の迅速な対応、再発防止も含めリスクを総括的かつ個別的に管理します。情報セキュリティーについては、関連規程を整備し、取締役及び従業員に対し、情報の取扱い・漏洩防止について周知徹底しております。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、毎月開催される取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し戦略決定、重要な業務執行の決定等を行うとともに、取締役の職務執行を監督します。業務の執行については、社内規程を定めることにより組織、業務分掌、職務権限等を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適切な意思決定、職務執行を行うことにより、職務の効率的な執行体制を確保します。

e 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、子会社を統括する主管部署を定め、独立性を尊重しつつ連結会社経営に関する社内諸規程に従い経営管理及び指導にあたり、原則として取締役や監査役を派遣して業務の適正を確保します。
- ・子会社における経営上の重要事項に関しては、当社へ報告せるとともに、当社の事前承認を要する事項について取決めして効率的な体制を構築します。

f 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社は、財務報告の信頼性確保のため、代表取締役社長の指揮のもと、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な場合は是正を行うとともに、金融商品取引法及び関連法令との適合性を確保します。

g 監査役の補助従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ・当社は、監査役の求めにより監査役の職務補助に専従する従業員を配置するものとし、当該従業員は専属として監査役の指揮・命令に従うものとします。なお、人事(評価・異動等)については監査役の同意を得るものとします。当社は、従業員を含む監査役の執行費用(設備・施設含む)について予算を策定します。

h 取締役及び従業員による監査役への報告体制等

- ・監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。
- ・当社及び子会社の取締役及びその他の役職者は、当社及び子会社の業務執行及び事業運営上に重大な影響を及ぼすおそれのある重要な事項、又は決定の内容及び結果について監査役に報告するものとします。重要な事項には、内部統制システムに関する事項も含みます。
- ・当社及び子会社の役職員は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、遅滞なく監査役に報告するものとします。また、報告を行ったことを理由として、その報告者に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の役職員に周

知徹底することとします。

i その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、代表取締役社長、会計監査人と定期的な意見交換を行うとともに、内部監査室と緊密に連携して業務を執行することとします。

・代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び監査業務の品質向上を図ります。

j 反社会的勢力排除に向けた体制

・反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力等排除規程」において、当社グループが反社会的勢力との関係を排除する上での必要な事項を定め、当社グループの役員及び従業員(以下「役職員」という)の健全な業務の遂行の確保並びに反社会的勢力との関係を排除することを定めてあります。

反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、「反社会的勢力等対応マニュアル」に沿って、毅然とした対応を行ってまいります。

b 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力の排除の対応に係る業務は、管理本部が所管し管理本部長が統括しております。

管理本部は、反社会的勢力等排除のために国や地方公共団体が制定・公表する法律・条例・指針及びガイドライン、その他反社会的勢力等排除に関する規範の最新情報を継続的に確認するとともに、警察及び公益財団法人・暴力団追放運動推進都民センターその他反社会的勢力等排除のための専門機関の主催するセミナーへの出席や情報収集を通じて、反社会的勢力等排除の体制構築に努め、役職員への周知を図っております。また、取引に係る契約書に暴排条項を盛り込むことにより、当該相手先が暴力団関係者と判明した場合は、いつでも契約解除ができる体制となっております。

取引の相手先の関係者が反社会的勢力等である又は反社会的勢力等と関係があると思われる場合は、速やかに所属部門長へ報告し、報告を受けた部門長は、直ちにその旨を管理本部へ報告することとしております。

報告を受けた管理本部は、速やかに管理本部管掌役員及び代表取締役社長にその旨を報告するとともに、対応について顧問弁護士等を含めて協議することとしております。

反社会的勢力等又はその関係者及び反社会的勢力等と思われる相手方との対応については、別に定める「反社会的勢力等対応マニュアル」によって行っております。

c 反社会的勢力チェックの方法

当社は、「反社会的勢力調査実施マニュアル」において、新規に取引をはじめる相手、役職員に関して属性調査をすることを定めております。

新規取引先の調査につきましては、取引開始時の会社概要調査(取引経緯、ウェブサイト・パンフレット等の確認・営業訪問時に状況等の確認)に加え、グーグル検索のキーワード検索による調査、日経テレコンによる調査を実施し、取引可否の判断をしております。

なお、これらの調査にて取引可否の判断がつかなかった場合、帝国データバンク調査等を行い、管理本部にて取引可否を慎重に判断しております。

既存取引先につきましては、毎年1月から3月にかけて日経テレコンによる定期調査を実施しております。

役職員につきましては、役員就任前又は新規雇用前、及び毎年1月にグーグル検索のキーワード検索による調査及び日経テレコンによる調査を実施し、懸念がある場合は、管理本部にて対応を検討しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

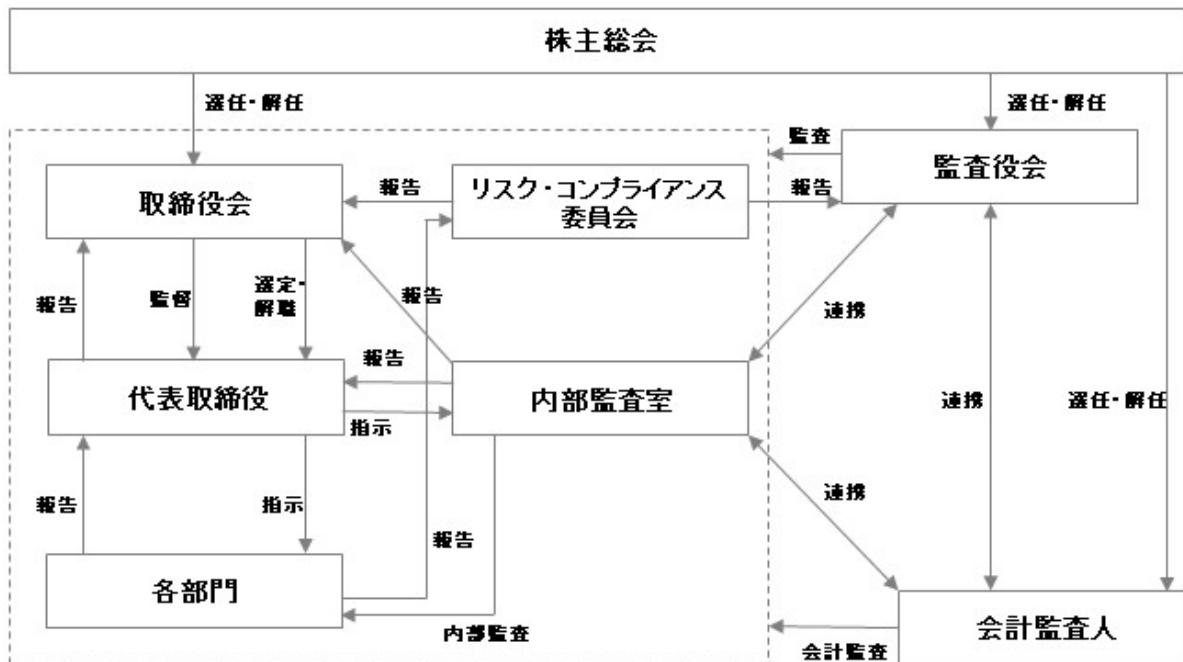
該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

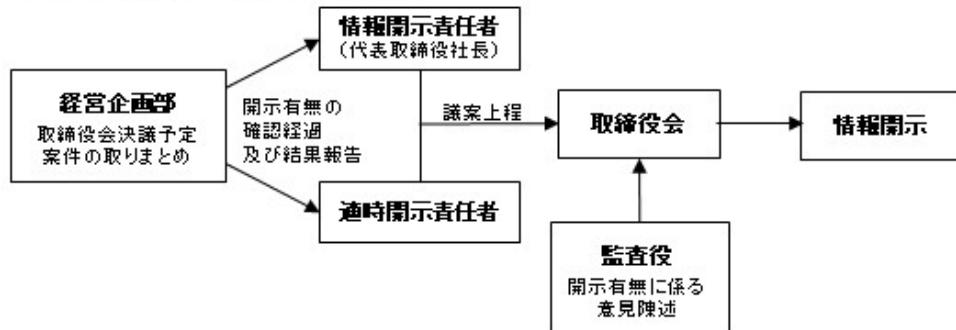
該当事項はありません。

【模式図(参考資料)】

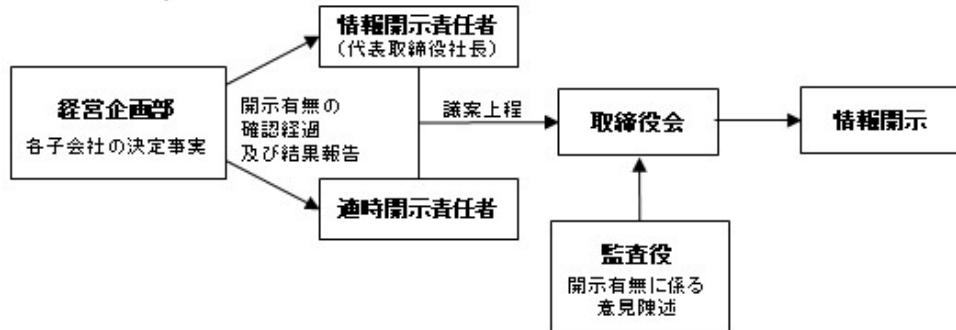


【適時開示体制の概要(模式図)】

(当社に係る決定事実・決算に関する情報等)



(子会社の決定事実に関する情報)



(当社グループに係る発生事実に関する情報)



*但し、情報開示責任者(代表取締役社長)不在時には、適時開示責任者の指示により公表の決定を行います。